

2018年10月3日

## 道路運送法等違反に伴う行政処分（事業用自動車の使用停止）について

2018年3月3日乗務前点呼時のアルコール検査において、反応を有する運転者に運行を行わせた事案と、2018年4月15日乗務後点呼時のアルコール検査において、検知者の発生の事案により、2018年3月3日及び4月26日伊東営業所に中部運輸局による立ち入り監査があり下記の行政処分を受け、再発防止策を講じました。

### 記

#### 1. 処分内容

- (1) 事業用自動車の使用停止（伊東営業所）44日車×1両、43日車×2両
- (2) 処分期日 2018年6月20日付 中運自監第123号

#### 2. 違反内容及び違反事項

- (1) 運行管理者に対する権限を付与していなかった。  
道路運送法第23条の5第2項
- (2) 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させた。  
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項
- (3) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
- (4) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。  
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3

#### 3. 再発防止策

- (1) 各営業所で職場集会を開催し法令遵守の重要性の説明等を実施
- (2) 全従業員を対象に全運転者に酒気帯び運転の防止を説諭
- (3) 飲酒運転防止に関する通知を発信
- (4) 休憩時の対応の見直し（長時間職場を離れる場合は休憩の前後でアルコール検知機を活用した体調等の確認を行う）